

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、土器川右岸土地改良区連合から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

令和4年4月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 退任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	金澤 敏夫	丸亀市飯山町川原398番地1	令和4年3月22日

2 就任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	徳永 善史	丸亀市飯山町真時294番地1	令和4年4月1日